

令和5年度私立学校安全対策促進事業費補助金について

1 補助金の概要

園舎・校舎等の教育施設の耐震化を図るために、平成15年度から開始した補助。平成19年度から、個人立又は宗教法人立幼稚園に対しても補助を実施。令和5年度においても引き続き、これらの学校・幼稚園に対し、補助を行う。

2 令和5年度における補助の内容

事業内容	補助対象経費（※1）	補助対象経費限度額（※2）	補助率（額）（※3）
1 耐震診断	耐震診断経費	なし	補助対象経費の4/5以内
2 耐震補強工事及び付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・実施設計費（但し補助対象工事費の5%を上限とする） 	<p>1学校・園につき3億円。 ただし、同一年度に複数の棟を対象として耐震工事を行う場合は、1学校・園につき6億円。</p>	<p>耐震診断数値の結果により、①か②を適用する。</p> <p>①補助対象経費の2/3以内。 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is値が0.3以上0.7未満 ・q値が0.5以上1.0未満 ・CtuSd値が0.15以上0.3未満 【木造】 ・lw値が0.7以上1.1未満</p> <p>②補助対象経費の4/5以内。 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is値が0.3未満 ・q値が0.5未満 ・CtuSd値が0.15未満 【木造】 ・lw値が0.7未満</p>
3 耐震改築工事及び付帯工事	建物の補助対象面積（※4）に補助単価を乗じて得た額		
4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・調査分析費 ・実施設計費 	1学校・1園あたり 2億円 。	補助対象経費の 1/2 以内 国庫補助事業の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の1/3以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 複数にわたる当事業内容を行う場合（例：診断と補強を同一年度に行う等）の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に対しての限度額となります。

※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

また、国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国庫補助の上乗せが可能です。

※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。